

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会公式 SNS (Facebook・Instagram・Twitter) 及び公式ウェブサイトの企画・配信等業務委託 (2023 年度)
基本仕様書

1 業務名

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会公式 SNS (Facebook・Instagram・Twitter) 及び公式ウェブサイトの企画・配信等業務委託 (2023 年度)

2 業務の実施期間

2023 年 4 月 1 日(土)から 2024 年 3 月 31 日(日)まで

3 業務内容

公式 SNS (Facebook・Instagram・Twitter) (以下「SNS」とする) 及び公式ウェブサイト (以下「WEB」とする) を使用し、2026 大会に対する参画性のマインド (「一緒に楽しみたい」、「参加してみたい」) を閲覧者に強く印象付ける内容を企画・配信すること。

(1) 配信内容及びスケジュール

原則として以下の通りとする。

スケジュール	配信内容
月初め (月 1 回)	当該月間の配信内容の予告
火曜日 (週 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック、パラリンピアン、もしくは前記二者と同等の知名度のある著名人のいずれか (以下「著名人」とする) へのインタビュー記事 (2、3 回) ・実施競技・競技会場の紹介 ・その他受託者または組織委員会が提案するもの ※「前記二者と同等の知名度のある」とは対象者の公式 SNS のフォロワー数が 5,000 を超えていることを必須とする。 ※著名人のインタビューは、毎月最低 1 人は配信すること ※著名人のインタビューは、WEB と連動させること
記念日や大会前 10 日毎の日	著名人もしくは一般の方のカウントダウンメッセージボード

(2) 配信原稿の条件

原則として以下の通りとする。

配信内容	配信原稿作成にかかる条件	
当該月間の配信内容の予告	SNS	本文 (ハッシュタグ含む) 及び画像 1 枚以上。
著名人へのインタビュー記事	SNS	最大 3 回に分けての配信可。本文 (ハッシュタグ含む) 及び画像 4 枚。
	WEB	最大 3 回に分けての配信可。1 回あたり文字数 2,000 文字以上の WEB 用の記事原稿 (Microsoft Word)、WEB TOP 掲載用画像 1 枚及び本文掲載用画像 4 枚。本文掲載用画像 4 枚については、SNS と同じ画像でも可とする。
実施競技・競技会場の紹介	SNS	本文 (ハッシュタグ含む) 及び画像 4 枚。
著名人もしくは一般の方のカウントダウンメッセージボード	SNS	本文 (ハッシュタグ含む) 及び画像 1 枚以上。
その他受託者または組織委員会 が提案するもの	月 1 回実施する編集会議等で、受託者・組織委員会間にて協議し決定する。	

(3) 配信までのスケジュール

スケジュール	内容
月初め	受託者・組織委員会間にて編集会議実施
～	取材、撮影、記事作成、校正等 事前に組織委員会との間で、内容の確認などの調整を行う。
月末	次月配信分の予約投稿を全て完了 組織委員会の承認をもって、受託者にて投稿を行う。 WEB への掲載作業は受託者から提供された原稿をもって組織委員会で行う。 ※当月までに次月の予約投稿を行うため、実際の配信期間は 2023 年 5 月上旬から 2024 年 4 月末までとなる。

4 実施に係る留意事項

- ・ 編集会議にて次月の配信計画・内容について受託者より提案し、組織委員会と協議のうえ決定するものとする。
- ・ 2023 年 5 月以降の編集会議にて、前月の SNS 配信レポートを受託者より提出すること。SNS 配信レポートには、フォロワー数の推移や配信日毎のインプレッション数等を記載すること。2024 年 3 月分の SNS 配信レポートは 2024 年 3 月末に提出すること。
- ・ 著名人への出演依頼、作成した原稿の校正依頼及びカウントダウンメッセージボードの撮影等、関係者との調整は全て受託者で行うこと。
- ・ 著名人へのインタビューは、インタビュアー、スポーツカメラマン、ライター、組織委員会職員の最低 4 人体制で行うこと。インタビュアー、スポーツカメラマン、ライターは受託者で手配すること。
- ・ 配信に必要な画像等の素材は、組織委員会が準備するものを除き、必要に応じて受託者において用意・購入すること。
- ・ イラストや写真等で人物を登場させる場合は、ダイバーシティの視点にも留意すること。
- ・ 大会エンブレム・大会スローガン等の大会の知的財産については、組織委員会が提供するスタイルガイドに基づき適正な使用を行うこと。
- ・ 配信に係る言語は日本語とすること。
- ・ アンブッシュマーケティングに該当する内容は盛り込まないこと。場合によっては画像のマスキング等の処理を施すこと。
- ・ 受託者の他、組織委員会も配信を行う場合がある点に留意すること。
- ・ 投稿後に不備があった場合は、受託者の責任にて処理すること。

【参考】2026 大会 SNS アカウント

媒体名	Twitter	Instagram	Facebook
アカウント	@AsianGames_2026	asiangames_2026	@AsianGames2026AichiNagoya
QR コード			

【参考】2026 大会 WEB (インタビューページ)

<https://www.aichi-nagoya2026.org/features/>

5 業務の完了

以下の提出をもって業務完了とみなす。

(1) 納品物

- ・ 2023年4月～2024年3月分の SNS 配信レポート 1部
- ・ SNS 配信レポート PDF データ

(2) 納期

2024年3月31日(日)

(3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
(愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階)

6 その他の留意事項

(1) 資料の貸与等

- ・ 組織委員会は、業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- ・ 受託者は、貸与された資料を管理し、その使用を終えたときは速やかにこれを組織委員会に返却しなければならない。
- ・ 大会に係る知的財産のうち、組織委員会から受託者に貸与するものとしては、大会名称、大会スローガン及び大会エンブレムのみとし、これ以外の画像等については受託者の責によって調達・借用等の手続きを行うこととする。
- ・ 業務の実施にあたっては、組織委員会が保有する既存の広報制作物を使用することも可能であること。
- ・ 組織委員会は、受託者が本業務を履行するにあたり、業務に必要とされる知識を付与し、受託者の求めに応じて必要な事項を説明しなければならない。また、受託者は組織委員会から依頼があった場合は、組織委員会の指定する職員に対し委託業務を履行するために必要な知識の付与を行わなければならない。

(2) 業務の進捗状況の報告等

- ・ 受託者は、本業務について進捗を常に把握し、対応窓口となる担当者を1名必ず置くこととし、本業務の進捗状況について、定期的に組織委員会に報告するものとする。
- ・ 受託後、業務開始に合わせて必ず打合せを実施することとし、その後も個別業務の実施に合わせて適宜打合せの場を設け、組織委員会の承認を得てから業務を実施すること。なお、打合せの際は、業務の実施スケジュールを提示すること。

(3) 業務実施上の注意点

- ・ 今後のマーケティング活動に影響を及ぼさないよう、業務の実施に当たっては民間企業の情報等と併せて掲載されることがないように、出演者の着用する衣服や背景などに、企業の広告物が映り込まないように配慮すること。
- ・ 制作物に掲載される人物は、本人の肖像権許諾を得ているものであること。

7 権利の帰属等

(1) 著作権の帰属

- ・ 本業務で制作する成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含み、これに限らない。）は、組織委員会に譲渡されるものとし、その対価は委託金額に含まれるものとする。
- ・ 組織委員会は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- ・ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、組織委員会が当該成果物を利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- ・ 受託者は、組織委員会及び組織委員会が指定する第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

(2) 権利処理

- ・ 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で組織委員会に帰属するよう措置するものとする。
- ・ 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- ・ 委託期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

8 その他

仕様書に定めのない事項については、受託者と組織委員会とで協議を行うものとする。